

○財務省告示第百二十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十八年三月二十五日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十八年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 の法律及びそ の条項 | 三 振替法の適 用等 | 四 発行方法 | 五 募入決定の 方法 | 六 発行額 | 七 払込金額 |
|---|--|---|---|--|--------------------|----------------------|
| 利付国庫債券（十年）（第三百十 八回、第三百二十回、第三百二 十二回及び第三百二十三回）及 び利付国庫債券（二十年）（第 十九回） | 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 | 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 | 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 | 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 | 額面金額で四千九百九十六億 円 | 五千五百八十二億千七百七十 八千円 |

八 最低額面金
 五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十八年三月二十五日
 平成十八年三月二十五日
 発行の債ごと、額面金額
 発行対象国債の償還期に
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率
 十三 経過利率
 の払込み
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額を加え、次の算式によ
 り算出した金額を払込日に払
 い込むものとする。

第十四 利子
 第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の償還期におい
 て、算式により算出した金額を
 とし、各支払期におき、銀行業
 算式に、算出された金額を、業
 う。ただし、支払期、その営業
 日に当たると、償還期に営業
 日に支払う（償還期に営業
 同日に支払う。）。

各発行対象国債の額面金額×各
 発行対象国債の利率／100×1／2

| | | | |
|---|------------------|------------------------------|------------------------|
| （（利 第二付 四十国 十年庫 九）債 回 券 ） | 二 ・ 一 % | 二年平 日三成 月三 二十 十三 | 円四 千 九 百 億 |
|---|------------------|------------------------------|------------------------|